

意見書を提出

地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。
(なお、文章は要約して掲載しています)

○教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

国の施策として財源保障をし、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の事項を強く要請する。

| | |
|---|--|
| 1 | 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること |
| 2 | 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること |

○コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、社会保障等への対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠なため、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、次の事項を強く要請する。

| | |
|---|---|
| 1 | 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること |
| 2 | 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること |
| 3 | 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること |
| 4 | 3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと |
| 5 | 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること |